

平成27年12月16日

建設業者各位

総務部 契約検査室

## 建設工事に係る入札参加資格審査における 社会保険等の加入について（お知らせ）

平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手が中長期的に育成され及び確保されるため、及び同法第22条の規定に基づく「発注事務の運用に関する指針」により、法令に違反して健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）に加入せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となる事態を避けることを目的に、社会保険への加入を建設工事に係る入札参加資格審査の条件とし、下記のとおり取扱います。

### 記

平成28年6月1日以降の入札案件から、社会保険への加入を本市の入札参加資格の条件に加えますので、社会保険への未加入業者については、平成28・29年度入札参加資格審査申請に対する業者登録は行いません。

社会保険への加入状況の確認は、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という）で行います。

※法令により適用除外とされる事業者は除きます。

なお、社会保険への未加入業者から、経営事項審査の審査基準日が平成28年4月1日以降の更新日までに社会保険に加入する旨の誓約書が本市に提出された場合、経過措置として業者登録を行います。

ただし、誓約書の提出を行った場合は、社会保険に加入したことを証する書類（年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認申請書」、公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」）の提出が必要となります。

平成28年5月31日までに社会保険に加入したことを証する書類の提出がない場合には、登録抹消等の措置を講じる場合があります。